

北海道美容専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び美容師法に基づく専修学校として、美容師並びに美容関連業種に必要な知識と美容技術を習得させ、美容業界の向上と発展に寄与せしむるとともに、地域社会に貢献し得る人材の養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、北海道美容専門学校（以下本校）と称す。

(位置)

第3条 本校は、札幌市中央区南3条西10丁目1004番地3におく。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

分野	課程名	学科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
衛生関係	専門課程	美容科	昼間	2年	200人	400人	10学級

(学年・学科の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は、学年を分けて次のとおりとする。
前期 4月1日から 9月30日まで
後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で定める日
 - (3) 本校の創立記念日（5月1日）
 - (4) 夏季休業 7月中旬から8月中旬まで
 - (5) 冬季休業 12月下旬から1月中旬まで
 - (6) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
2. 校長は、教育上特に必要があると認めたときは、休業日に授業を行うことがある。
 3. 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 3 章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第 7 条 本校の教育課程及び授業時数は別表第 1 のとおりとする。

(始業及び終業)

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

分野	課程名	学科	昼夜の別	始業時間	終業時間
衛生関係	専門課程	美容科	昼間	午前 9 時 10 分	午後 3 時 20 分

(教職員組織)

第 9 条 本校に、次の教職員をおく。

- (1) 校長 1 人
- (2) 教員 20 人 (以上) (専任 10 人以上)
- (3) 事務職員 3 人 (以上)
- (4) 校医 1 人

2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 10 条 本校の入学資格は次のとおりとする。

* 専門課程の場合

- (1) 高等学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、毎年 4 月 1 日とする。

(入学手続・許可)

第 12 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第 19 条に定める入学検定料を添え指定期日までに、出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して、入学選考 (書類審査、面接、筆記) を行い、入学者を決定する。
- (3) 入学の許可を受けた者は、所定期日までに第 19 条に定める入学金、施設

設備資金、諸費を納めなければならない。

- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、校長は、入学の許可を取り消す。

(休学・復学・転入学)

第13条 休学しようとする者は、所定の休学届及び診断書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。
3. 生徒が心身の故障のため休養を要すると認められるときは、その他の理由により校長は休学を命ずることがある。
4. 転入学に関しては、指定養成施設間においてのみ認め、第12条の規定を準用する。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、所定の退学届を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(卒業・修了の認定)

第15条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該科目の修了を認定する。ただし、実習については実習の成績によって修了を認定することができる。成績考査については、別途、教務規定で定めることとする。

2. 校長はすべての履修科目が修了と認定され、且つ、総授業時間数9割以上の出席がある者に対して卒業認定を行なう。
3. 補講については校長が適当と認めた場合に行うものとし、補講対象者については、別途、教務規定で定めることとする。

(卒業証書・専門士の称号の授与)

第16条 卒業を認定した者に対して、別記第1号様式の卒業証書を授与するとともに、別記第2号様式の専門士の称号授与書を授与する。

(褒賞)

第17条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第18条 生徒が、当学則、その他本校の定める諸規則を守らず、又は生徒の本分に反する行為のあったときは、校長は懲戒処分として訓告、停学及び退学処分を命ずることがある。

2. 前項の退学は次の各号に該当する生徒に対しても行うものとする。
 - (1) 品行不良、その他本校生徒として不相当と認められる者
 - (2) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学業成績が劣等で、成業の見込みがないと認められる者

第5章 入学金・授業料・その他

(納付金)

第19条 本校の学科の入学金、授業料は次のとおりとする。

(1) 美容科

納入名目	1年次	2年次
入学検定料	20,000円	—
入学金	100,000円	—
施設設備費	90,000円	90,000円
授業料(実習費含む)	534,000円	534,000円
学校行事費	15,000円	45,000円
冷暖房費	26,000円	26,000円
教材費・教科書代	310,000円	327,000円

(納入及び納入の特例)

第20条 生徒が在籍中は、授業料等は出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料等を免除することがある。
3. 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第21条 原則として授業料等を3箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認められるときは、校長は退学を命ずることがある。

(学生会活動費・同窓会活動費の徴収)

第22条 学生会活動及び同窓会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と同時に徴収することがある。

(納入金の還付)

第23条 既納の納入金は、原則として返還しない。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第6章 附帯教育

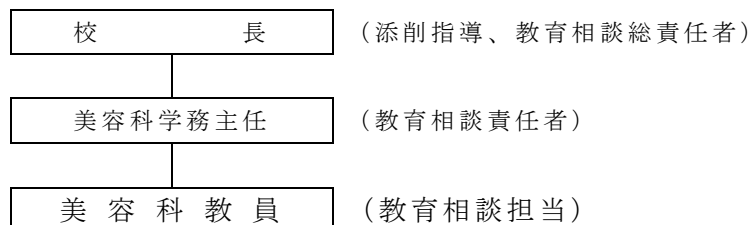
(附帯教育)

第25条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

	学科名	修業 年限	定員	総定員	学級数	通信養成を 行う地域	添削指導 受託機関名
通信 課程	美容科	3年	80名	240人	6	北海道全域	社団法人日本理容 美容教育センター

2. 通信課程美容科の入所時期は、4月、10月とする。

3. 添削指導のための組織は次のとおりとする。



4. 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

第26条 附帯教育に関する納入金、入学方法については下記の通りとする。

通信課程美容科 納入金

納入名目	1年次	2年次	3年次
入学金	70,000円		
施設設備資金	70,000円		
授業料	130,000円	175,000円	175,000円
合計	270,000円	175,000円	175,000円

2. 入学方法

高等学校卒業以上の方は書類審査により選考、中学校卒業以上の方は書類審査ならびに筆記試験により選考する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年 4月 1日から実施する。
- 2 この学則は、平成17年 4月 1日から変更する。
- 3 この学則は、平成18年 4月 1日から変更する。
- 4 この学則は、平成19年 4月 1日から変更する。
- 5 この学則は、平成20年 4月 1日から変更する。
- 6 この学則は、平成21年 4月 1日から変更する。
- 7 この学則の施行に関し必要な事項は校長が別に定める。
- 8 この学則は、平成22年 4月 1日から変更する。
なお、平成22年4月1日からビューティーエステ科の募集を停止する。
授業料等納入金の一部を改定する。平成21年度に在籍している生徒には、
在籍する期間中は従前のままとする。
- 9 この学則は、平成22年 9月 1日から変更する。
なお、第4条の規定にかかわらず、平成22年9月1日から平成23年3月31
日までの間においては、総定員は418人とし、学級数については11学級とす
る。
また、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間においては、総定
員は406人とする。
第7条の規定にかかわらず、平成22年9月1日から平成23年3月31日ま
での間においては、ビューティーメイク移行学級の教育課程及び授業時間につ
いては別表第4のとおりとする。
第25条の通信課程の入所の時期は、平成23年4月より開始する。
- 10 この学則は、平成24年 4月 1日から変更する。
- 11 この学則は、平成25年 4月 1日から変更する。
- 12 この学則は、平成26年 4月 1日から変更する。
- 13 この学則は、平成27年 4月 1日から変更する。
- 14 この学則は、平成27年10月 1日から変更する。
- 15 この学則は、平成29年 4月 1日から変更する。
- 16 この学則は、平成30年 4月 1日から変更する。

別表第1 教育課程・授業時数（専門課程美容科）

専門課程美容科の授業設定の方針

平成10年2月28日付、厚生省生活衛生局長通達「美容師養成施設の教科課程の基準について」に基づき、本校美容科の授業の設定方針に関する基本事項を定める。

1. 課目は次の通りとする。

共通課目	1, 551時間
専門課目	624時間
教養課目	63時間

2. 各学年ごとの授業時間は次の通りとする。

1年次	1, 095時間
2年次	1, 143時間
総授業時間計	2, 238時間

3. 各課目の設定は次の通りとする。

課 目 名		1 年 次	2 年 次			合 計
			インターナショナル コース	ヘアメイクコース	ブライダル コース	
共通 課目	関係法規・制度			3 3	3 3	3 3
	衛生管理		6 0	3 9	3 9	9 9
	保健		6 0	3 9	3 9	9 9
	化粧品化学		3 3	3 3	3 3	3 3
	文化論		3 3	3 3	3 3	3 3
	運営管理			3 3	3 3	3 3
	美容技術理論		1 3 5	3 0	3 0	1 6 5
	美容実習		5 2 5	4 6 5	4 6 5	9 9 0
専門 課目	ヘア スタイリング	ヘアケア	1 2	1 5		2 7
		パーマ	3	1 8	1 8	2 1
		カラーリング	1 2	2 1	2 1	3 3
		ヘアアレンジ			3 0	3 0
		エクステンション			1 8	1 8
		まとめ髪	1 5			1 5
	トータルビューティー	ネイル	2 4			2 4
		着付	1 8			1 8
		エステティック	1 8			1 8
		アップスタイル&メイク			3 0	3 0
	ブライダル	ブライダルエステ				9
		ブライダル研修				9
		ブライダルブライダース対策				5 1
		ブライダルアレンジメント				2 1
		テーブルマナー				3
	カット	ベーシック（基礎）	7 5			7 5
		アドヴァンスト（応用）		8 7		8 7
	メイク	基礎メイク	3 0			3 0
		メイクアップ検定対策(2級)			2 4	2 4
		特殊メイク		2 1	2 1	2 1
		ブライダルメイク		1 5	1 5	1 5
		ステージメイク		2 4	2 4	2 4
	フィニッシュ	ステージヘア&ファッション		6 6	6 6	6 6
		プレ・サロン実習		2 1	2 1	2 1
国家試験	国家試験対策		1 2 9	1 2 9	1 2 9	
課目 教養	コミュニケーション	接客マナー	1 8	1 5	1 5	3 3
	スポーツ	エアロビクス	2 4	6	6	6
合 計		1, 0 9 5	1, 1 4 3	1, 1 4 3	1, 1 4 3	2, 2 3 8

別表第2 教育課程・授業時数 美容科（通信課程）

美容所従業者

必修課目 添削指導 31回 面接授業 295時間

課目	1年次		2年次		3年次	
	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数
関係法規・制度	3回			5時間		5時間
衛生管理	4回			15時間		15時間
保健			3回	13時間		12時間
化粧品化学	1回		1回	15時間		15時間
文化論	2回			5時間		5時間
美容技術理論	8回			5時間		5時間
運営管理			3回	3時間		2時間
美容実習	6回			85時間		90時間
合計	24回		7回	146時間		149時間

選択必修課目（一般教育課目）添削指導 2回

（専門教育課目）添削指導 2回 面接授業 10時間

課目	1年次		2年次		3年次	
	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数
一般教養課目						
外国語			1回			
情報技術			1回			
専門教育課目						
美容カウンセリング			1回	5時間		
トータルファッション	1回			5時間		
合計	1回		3回	10時間		

美容所非従業者

必修課目 添削指導 31回 面接授業 590時間

課目	1年次		2年次		3年次	
	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数
関係法規・制度	3回	5時間		5時間		
衛生管理	4回	15時間		15時間		
保健		13時間	3回	12時間		
化粧品化学	1回	15時間	1回	15時間		
文化論	2回	5時間		5時間		
美容技術理論	8回	25時間				
運営管理		10時間	3回			
美容実習	6回	185時間		265時間		
合計	24回	273時間	7回	317時間		

選択必修課目（一般教育課目）添削指導 2回

（専門教育課目）添削指導 2回 面接授業 20時間

課目	1年次		2年次		3年次	
	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数
一般教養課目 外国語 情報技術			1回		1回	
専門教育課目 美容カウンセリング トータルファッション	1回		1回	10時間 10時間		
合計	1回		2回	20時間	1回	

別記第1号 卒業証書（美容科）

第 号	校 長 布 川 耕 吉	北海道札幌市中央区南三条西一〇丁目一〇〇四番地三	学校法人布川学園 北海道美容専門学校	厚生労働大臣指定	年 月 日	したことを証する	課程美容科二年を卒業	右の者は本校所定の専門	生 年 月 日	本 籍 名	氏 名	卒業証書
--------	----------------------------	--------------------------	-----------------------	----------	-------------	----------	------------	-------------	------------------	-------------	--------	------

別記第2号 称号授与書 専門士（美容科）

称号授与書

衛生専門課程美容科

本籍

氏名

生年月日

右の者に職業実践専門課程（平成二十五年

文部科学省告示第百三十三号）により専門士

（衛生専門課程）の称号を授与する

年 月 日

厚生労働大臣指定

学校法人布川学園 北海道美容専門学校

北海道札幌市中央区南三条西一〇丁目一〇〇四番地三

校長 布川 耕吉

第 号